

経済産業省

官 印 省 略

平成 15・03・26 製局第2号

平成 15 年 4 月 1 日

関東経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

競輪場及び小型自動車競走場における酒類販売について

上記の件については、今後は下記により措置することとしました
ので、貴局管内関係者に対し、周知徹底、指導方お願いします。

なお、平成13年7月5日付け製造産業局車両課長「競輪場及
び小型自動車競走場における酒類販売の実施について（事務連
絡）」、平成13年6月29日付け平成13・06・29製局第6号「競
輪場における酒類販売について」及び「小型自動車競走場におけ
る酒類販売について」は、廃止します。

記

1. 競輪場及び小型自動車競走場における酒類の販売に当たっては、円滑な実施を図るため、あらかじめ、それぞれの競輪場、小
型自動車競走場ごとに「酒類販売実施計画」を定め、これに基づ
き実施すること。

2. 「酒類販売実施計画」の策定に際しては、所轄警察と調整を十分行うこと。

3. 「酒類販売実施計画」の策定に当たっては別記の「酒類販売実施計画書」(例)を参考にして行うとともに次の点に留意すること。

(1) 「酒類販売実施計画」について

① 「酒類販売実施計画」は、施行者が作成すること。

② 一の競輪場又は小型自動車競走場を複数の施行者が使用している場合は、各施行者が同じ内容の「酒類販売実施計画」を定めるものとする。

(2) 「酒類販売実施計画書(例)」記載項目について

① 「3 実施方法」について

(1) 販売場所

酒類を販売する場所を明確にする。

(2) 販売方法

(ア) 対面による販売とする。

(イ) ビン、缶等の容器での販売は、行わないものとする。

(ウ) 自動車(二輪車を含む。)運転者及び未成年者へ販売しない措置(酒類購入チケットの導入等)を講ずる。

(エ) 酒類の販売時間を定めるものとする。

② 「5 販売の中止」について

紛争事故等の緊急事態の際には、販売を中止するものとする。

③ 「6 関係機関との連携」について

関係機関には、競輪場又は小型自動車競走場所在地を管轄する経済産業局及び警察が含まれる。

【別記】

○○競輪場（小型自動車競走場）酒類販売実施計画書（例）

1 目的

酒類販売の目的、理由等を記載すること

2 基本的な考え方

施行者の責任、並びに、飲酒による事件、事故及び交通事故の防止に対する基本的な考え方等を記載すること

3 実施方法

(1) 販売する酒類

酒類を具体的に記載すること

(2) 販売場所

販売場所を記載するとともに、その位置を競走場内の配置図で明示すること

(3) 販売方法

ア 自動車等の運転者及び未成年者に対しては販売しないことの具体的な方法等について記載すること

【例：駅から徒歩可能な場所にあり、自動車利用者が特定可

能な場合】

特定された自動車利用者以外の者に、入場門においてのみ酒類購入の希望を確認し、「酒類チケット」を配布し、配布された「酒類チケット」を提出した者に対してのみ酒類を販売する。

なお、「酒類チケット」(裏面も可)に販売場所、注意事項等を記載する。

【例：駅から徒歩可能な場所にあるが、相当数の自動車利用者がいる場合】

自動車利用は駐車場から特定の入場門に誘導し、それ以外の入場門においてのみ酒類購入の希望を確認し、「酒類チケット」を配布し、配布された「酒類チケット」を提出した者に対してのみ酒類を販売する。

なお、「酒類チケット」(裏面も可)に販売場所、注意事項等を記載する。

【例：駅から徒歩可能な場所にあるが、ほとんどが自動車利用の場合】

無料バス降車場所及びタクシー降車場所において、当該交通機関利用者のみに酒類購入の希望を確認し、「酒類チケット」を配布し、配布された「酒類チケット」を提出した者に対してのみ酒類を販売する。

なお、「酒類チケット」(裏面も可)に販売場所、注意事項等を記載する。

イ　ビン、缶での販売を行わないための具体的な方法を記載すること

ウ　その他、販売時間、販売量、対面販売方法、空ビン・空缶

の処理等必要と考えられる事項について具体的に記載すること

4 警備、交通安全対策

(1) 警備対策

酒類販売に当たって、新たに強化する警備対策を具体的に記載すること

(2) 交通安全対策

酒類販売に伴う交通安全対策を具体的に記載すること

- ・公共交通機関の利用の促進対策
- ・自動車等の運転者及び未成年者に対しては販売しない旨並びに酒類を購入するための条件（「酒類チケット」の提出）等の周知徹底
- ・駐車場における交通整理員の増員等や管理体制など

5 販売の中止

酒類の販売に起因する騒擾事件の発生等の場合には、酒類販売を中止すること

6 関係機関との連携

所轄警察署、所轄経済産業局等関係機関との調整、連携等について具体的に記載する

7 実施時期

実施予定期を記載する